

第7期 決算公告

エイチ・エス損害保険株式会社

平成23年度（平成24年3月31日現在） 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	2,075	保険契約準備金	1,097
有価証券	20	支払備金	247
株式	20	責任準備金	850
有形固定資産	19	その他の負債	521
建物	6	共同保険借	33
その他の有形固定資産	12	再保険借	110
無形固定資産	179	未払法人税等	84
ソフトウェア	179	預り金	5
その他の無形固定資産	0	未払金	55
その他の資産	541	仮受金	231
代理店貸	276	賞与引当金	23
共同保険貸	0	価格変動準備金	0
再保険貸	43	負債の部合計	1,642
未収金	72	(純資産の部)	
未収収益	0	資本金	1,612
預託金	18	利益剰余金	△ 251
地震保険預託金	0	繰越利益剰余金	△ 251
仮払金	81	純資産の部合計	1,360
前払費用	36		
その他の資産	10		
繰延税金資産	167		
資産の部合計	3,003	負債及び純資産の部合計	3,003

[貸借対照表の注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

4. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

5. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

8. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計方針の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計方針の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。

9. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については、主として短期的な預金によっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
①現金及び預貯金	2,075	2,075	—
②代理店貸	276	276	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

現金及び預貯金、並びに代理店貸

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額 20 百万円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額は 59 百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債務は 146 百万円であります。

12. 繰延税金資産の総額は 167 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は責任準備金 152 百万円であります。

(追加情報)

法人税率の変更による繰延税金資産等の修正は次のとおりであります。

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 114 号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)が平成 23 年 12 月 2 日に公布され、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は主として従来の 36.21%から、平成 24 年 4 月 1 日に開始する事業年度から平成 26 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 33.33%に、平成 27 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.78%となります。この税率変更により、繰延税金資産は 23 百万円減少し、法人税等調整額は 23 百万円増加し、当期純利益は 23 百万円減少しております。

13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

14. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前)	353 百万円
同上にかかる出再支払備金	105 百万円
差 引	247 百万円

15. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	689 百万円
同上にかかる出再責任準備金	157 百万円
<hr/>	
差 引（イ）	531 百万円
その他の責任準備金（ロ）	318 百万円
<hr/>	
計（イ＋ロ）	850 百万円

16. 1株当たりの純資産額は42,214円01銭であります。

17. 重要な後発事象

該当事項はありません。

18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

平成23年度〔平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで〕 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	2,835
保 険 引 受 収 益	2,833
正 味 収 入 保 険 料	2,833
積 立 保 険 料 等 運 用 益	0
資 産 運 用 収 益	1
利 息 及 び 配 当 金 収 入	1
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	0
そ の 他 経 常 収 益	0
経 常 費 用	2,714
保 険 引 受 費 用	2,017
正 味 支 払 保 険 金	687
損 害 調 査 費	200
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	875
支 払 備 金 繰 入 額	29
責 任 準 備 金 繰 入 額	224
為 替 差 損	0
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	696
そ の 他 経 常 費 用	0
経 常 利 益	121
特 別 損 失	0
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	0
税 引 前 当 期 純 利 益	121
法 人 税 及 び 住 民 税	75
法 人 税 等 調 整 額	△ 167
法 人 税 等 合 計	△ 91
当 期 純 利 益	212

[損益計算書の注記]

1. 関係会社との取引による収益の総額は 378 百万円、費用の総額は 1,437 百万円でありま
す。
2. 1 株当たりの当期純利益は 6,602 円 06 銭であります。
3. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額	科 目	期 末 残 高
その他の関係会社 主要株主	㈱エイチ・ アイ・エス	被所有 直接18.6%	損害保険代 理店の委託	代理店手数 料の支払	1,437	未払手数料	146
			保険契約の 引受	元受保険料 の受取	378	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率
によっております。
- (2) 保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。

2. 上記(1)の金額には消費税等が含まれております。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

<参考情報>

ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円、%)

	当 期 (平成24年3月31日現在)
(A) ソルベンシー・マージン総額	1,679
資本金又は基金等	1,360
価格変動準備金	0
危険準備金	----
異常危険準備金	318
一般貸倒引当金	----
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	----
土地の含み損益	----
払戻積立金超過額	----
負債性資本調達手段等	----
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等 のうち、マージンに算入されない額	----
控除項目	----
その他	----
(B) リスクの合計額	546
$\sqrt{\{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2\}} + R_5 + R_6$	
一般保険リスク (R ₁)	386
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	----
予定利率リスク (R ₃)	----
資産運用リスク (R ₄)	27
経営管理リスク (R ₅)	16
巨大災害リスク (R ₆)	141
(C) ソルベンシー・マージン比率	614.6
$[(A) / \{(B) \times 1/2\}] \times 100$	

注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

<ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

- ・こうした「通常の予測を超える危険」（上表の「(B) リスクの合計額」）に対して、「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（上表の「(A) ソルベンシー・マージン総額」）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の(C)）です。
ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成 23 年度末（平成 24 年 3 月 31 日）から算出にかかる法令等が改正されています。

- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保 険 引 受 上 の 危 険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
（一般保険引受リスク）
（第三分野保険の保険リスク）
 - ② 予 定 利 率 上 の 危 険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
（予 定 利 率 リ ス ク）
 - ③ 資 産 運 用 上 の 危 険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
（資 産 運 用 リ ス ク）
 - ④ 経 営 管 理 上 の 危 険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
（経 営 管 理 リ ス ク）
 - ⑤ 巨 大 災 害 に 係 る 危 険 : 通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
（巨 大 災 害 リ ス ク）

- ・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額を除く。）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額であります。

- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。